

役員の選出について

榎野川河口域・干潟自然再生協議会設置要綱（抜粋）

第 4 章 役員

（会長、会長代理、監査及び顧問）

第 9 条 協議会に会長 1 名、会長代理 1 名及び監査 2 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

4 監査は、協議会会計の監査を行う。

5 協議会に顧問を置くことができる。

6 顧問は、協議会の委員から推薦があり、第 10 条に規定する協議会の会議の出席委員の了承を得て就任する。

第 5 章 会議および専門委員会

（協議会の会議）

第 10 条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4 協議会は必要に応じ、第 11 条に規定する専門委員会での検討状況報告を求めることができる。